滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正理由

令和8年4月から県立総合病院において子どもを対象とした医療型短期入所事業を開始することに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 医療型短期入所事業の概要

(1)医療型短期入所

医療型短期入所とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)に基づき、家族の休息(レスパイト)・私用・家族の学校行事な どのため自宅で介護されることが困難な場合に、短期間、医療機関等で必要な医療的ケ アや介護を提供するサービスです。

(2) 開設形態

空床利用型

(3)利用対象者(予定)

- ①原則として、重症心身障害児等で県内に住所を有する18歳未満の方が利用いただけ ます。
- ②利用には、市町から障害福祉サービスに係る医療型短期入所の支給決定を受ける必要があります。

(4)利用者想定数

1日平均5人程度(1日最大8人)

(5)費用負担

- ①家計の負担能力に応じて定められた自己負担額が上限となります。
- ②一部の医療処置等について、医療費を負担いただく場合があります。
- ③食費等の実費を負担いただきます。

3 主な改正内容

(1)業務内容(別表第1)

総合病院の業務内容に「短期入所に関すること」を追加します。

(2)使用料および手数料(別表第3)

短期入所に係る使用料を追加します。

4 施行期日

令和8年4月1日

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和8年4月から滋賀県立総合病院において短期入所事業を開始することに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県立総合病院の業務内容について、短期入所に関することを追加することとします。(別表第1関係)
- (2) 短期入所に係る使用料を設定することとします。(別表第3関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1滋賀県立総合病院の項業務内容の欄に次の1号を加える。

(11) 短期入所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法 律第 123 号)第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。以下同じ。)に関すること。

別表第3使用料の表保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第7条の2に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)のある同条に規定する新医薬品等(昭和42年9月30日以前の薬事法(昭和35年法律第145号)の規定による製造の承認(以下「旧承認」という。)に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による製造販売の承認(旧承認を含む。)がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。)であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)の項の次に次のように加える。

短	期	入	所	1日につき	障害者の日常
					生活及び社会
					生活を総合的
					に支援するた
					めの法律第
					29 条第3項
					第1号に規定
					する主務大臣
					が定める基準
					により算定し
					た費用の額

別表第3使用料の表障害児通所支援の項中「障害児通所支援」の右に「(児童福祉法第6条の

2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。)」を加え、

1日につき

を 同 に、「第21条の5の3第2項」を「第21条の5の3第2項第1

号」に改め、別表第3注3中「障害児通所支援」を「短期入所および障害児通所支援」に改める。 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

ΙΒ			新 				
本則・付則 省略			本則・付則 省略				
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立総合病	守山市守山	(1) 疾病の予防に関す	635床	滋賀県立総合病	守山市守山	(1) 疾病の予防に関す	635床
院	五丁目	ること。		院	五丁目	ること。	
		(2) 疾病の専門的医療				(2) 疾病の専門的医療	
		に関すること。				に関すること。	
		(3) 疾病の専門的健康				(3) 疾病の専門的健康	
		相談および保健指導に				相談および保健指導に	
		関すること。				関すること。	
		(4) 疾病の調査研究に				(4) 疾病の調査研究に	
		関すること。				関すること。	
		(5) 疾病の教育研修に				(5) 疾病の教育研修に	
		関すること。				関すること。	
		(6) 専門的リハビリテ				(6) 専門的リハビリテ	
		ーション医療に関する				ーション医療に関する	
		こと。				こと。	
		(7) 小児の保健に関す				(7) 小児の保健に関す	
		ること。				ること。	
		(8) 専門的な療育相談、				(8) 専門的な療育相談、	

	発達相談および小児の			
	保健指導に関するこ	保健指導に関するこ		
	٤.	<u>ک</u> .		
	(9) 小児の専門的医療	(9) 小児の専門的医療		
	および機能訓練に関す	および機能訓練に関す		
	ること。			
	(10) 小児の医療から成	(10) 小児の医療から成		
	人の医療に移行する間	人の医療に移行する間		
	の医療に関すること。	の医療に関すること。		
	(新設)	(11) 短期入所(障害者		
		の日常生活及び社会生		
		活を総合的に支援する		
		ための法律(平成17年		
		8項に規定する短期入		
		所をいう。以下同じ。)		
		に関すること。		
省略		省略		
注省略				
別表第2 省略		別表第2 省略		
別表第3(第7条関係)		別表第3(第7条関係)		
使用料		使用料		

種別	区分	金額
省略		
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	処方等または	先発医薬品の薬
(昭和32年厚生省令第16号) 第7条の2	調剤1回につ	価から当該先発
に規定する後発医薬品(以下「後発医薬	き	医薬品の後発医
品」という。) のある同条に規定する新		薬品の薬価を控
医薬品等 (昭和42年9月30日以前の薬事		除して得た価格
法(昭和35年法律第145号)の規定によ		に4分の1を乗
る製造の承認 (以下「旧承認」という。)		じて得た価格を
に係る医薬品であつて、当該医薬品とそ		用いて診療報酬
の有効成分、分量、用法、用量、効能お		の算定方法の例
よび効果が同一性を有するものとして、		により算定した
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び		点数につき1点
安全性の確保等に関する法律第14条ま		を10円として算
たは第19条の2の規定による製造販売		出した額に当該
の承認(旧承認を含む。) がなされたも		額に100分の10
のがあるものを含む。以下「先発医薬品」		を超えない範囲
という。) であつて別に厚生労働大臣が		内において病院
定めるものの処方等または調剤(別に厚		事業庁長が別に
生労働大臣が定める場合を除く。)		定める率を乗じ
		て得た額を加え
		た額

種別	区分	金額
省略		_
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	処方等または	先発医薬品の薬
(昭和32年厚生省令第16号) 第7条の	2調剤1回につ	価から当該先発
に規定する後発医薬品(以下「後発医	薬き	医薬品の後発医
品」という。)のある同条に規定する	新	薬品の薬価を控
医薬品等(昭和42年9月30日以前の薬	事	除して得た価格
法(昭和35年法律第145号)の規定に。	t	に4分の1を乗
る製造の承認(以下「旧承認」という。)	じて得た価格を
に係る医薬品であつて、当該医薬品と	そ	用いて診療報酬
の有効成分、分量、用法、用量、効能	お	の算定方法の例
よび効果が同一性を有するものとして		により算定した
医薬品、医療機器等の品質、有効性及	び	点数につき1点
安全性の確保等に関する法律第14条ま		を10円として算
たは第19条の2の規定による製造販売		出した額に当該
の承認(旧承認を含む。) がなされた	4	額に100分の10
のがあるものを含む。以下「先発医薬品	- L	を超えない範囲
という。) であつて別に厚生労働大臣	カゞ	内において病院
定めるものの処方等または調剤(別に	厚	事業庁長が別に
生労働大臣が定める場合を除く。)		定める率を乗じ
		て得た額を加え
		た額

	1	Li	1	1
(新設)		短期入所	1日につき	障害者の日常生
				活及び社会生活
				を総合的に支援
				するための法律
				第29条第3項第
				1号に規定する
				主務大臣が定め
				る基準により算
				定した費用の額
障害児通所支援 1日につき	児童福祉法 <u>第21</u>	障害児通所支援 (児童福祉法第6条の	2同	児童福祉法 <u>第21</u>
	条の5の3第2	の2第1項に規定する障害児通所支援		条の5の3第2
	<u>項</u> に規定する内	をいう。以下同じ。)		項第1号に規定
	閣総理大臣が定			する内閣総理大
	める基準により			臣が定める基準
	算定した費用の			により算定した
	額			費用の額
手数料 省略		手数料 省略		_
注1・2 省略		注1・2 省略		

定める額とする。

4~7 省略

3 短期入所および障害児通所支援について、使用料の表に定める

もののほか、特別に要する費用については、病院事業庁長が別に

3 障害児通所支援について、使用料の表に定めるもののほか、特

別に要する費用については、病院事業庁長が別に定める額とする。

4~7 省略